山形県個人情報保護運営審議会への諮問の概要

事務名	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個別のお知らせ		
実施機関	山形県知事(担当課:健康福	祉部健康福祉企画課) 諮問年月日	令和元年11月7日
概要	協議事項	必要性	主な論点
	1 個人情報の本人収集の	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給の対象見込者は、既	左記の個人情報の収集は、山形県
協議事項	原則の例外について	に高齢であったり、障がいを有していることなどから、同法が施行	個人情報保護条例第5条第2項第
1 ~ 3 に		されたことや自身が対象となり得ることを知り得る状況にない可	9号本文「個人情報を取り扱う事
ついての		能性が高いことが考えられる。	務の目的を達成するため相当の理
審議会の	収集先	こうしたなかで、一人でも多くの方に一時金支給に係る情報をお知	由がある」場合に該当すると認め
意見を求	• 市町村	らせするために、対象見込者の現住所、現在の状況、家族状況等を	られるか。
めるもの。	・障害者支援施設等の施設	把握する必要があり、これらの個人情報について、県が保有してい	
	長、民生委員等	る情報をもとに、市町村から収集する必要がある。	
		また、市町村から収集した情報をもとにお知らせをしていくにあた	
		り、対象見込者が一時金支給の対象となり得ることを認知できるか	
		否か、認知できない場合には成年後見人、親族の情報を把握する必	
		要がある。この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所してい	
		れば当該施設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から	
		対象見込者に係る個人情報を収集することが必要となる。	
	2 センシティブ情報の収	旧優生保護法一時金支給法の個別のお知らせのために市町村から	左記の個人情報の収集は、山形県
	集禁止の例外について	対象見込者に係る個人情報を収集するにあたり、対象見込者本人や	個人情報保護条例第5条第3項第
		家族の情報に関し社会的差別の原因となるおそれがある個人情報	3号の「個人情報を取り扱う事務
		を収集することが必要な場合がある。	の目的を達成するために当該個人
			情報が必要であり、かつ、欠くこ
			とができない」場合に該当すると
			認められるか。
	3 個人情報の利用及び提	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支給対象見込者への個	左記の個人情報の提供は、山形県
	供の制限の例外について	別のお知らせにあたり、対象見込者が一時金支給の対象となり得る	個人情報保護条例第6条第1項第
		ことを認知できるか否か、認知できない場合には成年後見人、親族	8号の「個人情報を利用し、又は
	LB /II /I.	の情報を把握する必要がある。	提供することに公益上の必要その
	提供先	この場合、対象見込者が障害者支援施設等に入所していれば当該施	他相当の理由がある」場合に該当
	・対象見込者の成年後見	設の施設長等から、在宅であれば地区の民生委員等から対象見込者	すると認められるか。
	人又は親族	の情報を聞く必要があり、この際、対象見込者の個人情報を提供することが必要しなる。	
	・障害者支援施設等の施	ることが必要となる。	
	設長、民生委員等	また、成年後見人、親族に一時金支給の情報を伝える際にも、対象	
		見込者の個人情報を提供することが必要となる。	